

お知らせ

市税の休日窓口を開設
日時4月21日(日)の午前9時～午後4時 場所市役所納税課 取り扱い市・都民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険税(納税課)

社会教育関係団体登録の申請を受け付け 社会教育関係団体とは、地域をよりよくするために文化・スポーツなどを通じて自己意識を高め、豊かな人間関係・地域関係を生み出すことを主な目的として自主的な運営を行う広く市民に開かれた団体です。登録には基準があり、講師が代表者で月謝など取って活動している団体など

ご寄付ありがとうございました
◎高等学校等奨学生支援・防災関係事業充実のため
*1000万円 株式会社カトーコンストラクション

人間ドック・脳ドックの受診費用の一部を補助
対象40歳以上の国民健康保険加入者、または、後期高齢者医療制度加入者 ※保険税・保険料を滞納している方を除く 補助額2万円以内(年度に1回/要件あり) 申請結果の写し(人間ドックの場合のみ)と領収書を持って、国民健康保険加入者は市役所保険係、後期高齢者医療制度加入者は市役所後期高齢者医療係へ

特別児童扶養手当・特別障害者手当・障害児福祉手当の支給額を改定 4月分から次のとおり改定されます。
支給額▽特別児童扶養手当 5万5350円(1級)、3万6860円(2級) ▽特別障害者手当 2万8840円 ▽障害児福祉手当 1万5690円 (障害福祉係)

開催
農産物即売会 いずれもなくなり次第終了/雨天実施 日時・場所▽日曜日の午前8時40分頃から、水曜日の午後3時30分頃から 田中団地第

自主市民講座「昭島の植物を知ろう」 観察や標本作りを通して学びます。 5月18日～6月15日の土曜日

は対象になりません。登録すると、活動を行うときに市の施設などの使用料が免除されるほか、活動に興味のある市民へ紹介されます。 申請申請書(市役所社会教育係にあり)に必要書類を添えて、社会教育係へ

固定資産税・都市計画税課税明細書の送付及び関係帳簿などの縦覧・閲覧 課税明細書を4月初旬に発送します。また、次のとおりご覧いただけます。 対象家・期間▽土地・家賃価格等縦覧帳簿の縦覧 固定資産税の納税者を対象に4月1日～5月31日(無料) ▽固定資産課税台帳の閲覧 固定資産税の納税義務者を対象に4月1日～令和7年3月31日(5月31日までは無料/借地・借家人などは有料) ※年末年始を除く 場所市役所課税課 持ち物本人確認できる書類(マイナンバーカード、運転免許証など) ※借地・借家人は契約書なども 土地資産税係、家賃資産税係

生産緑地追加指定の申請を受け付け 期間4月1日～8月30日 申請事前に相談のうえ、申請書(市役所都市計画係にあり)に必要書類を添えて、

市民図書館ツアー 館内を巡りながら魅力や利用方法を説明します(英語通訳あり)。 日時4月27日(土)の午前11時～正午、午後2時～3時 場所市民図書館 定員各20人(申込順) 申込4月2日から市民図書館 543 1523

よみかぜのきほん「本選びからはじめよう」 学校や図書館などで読み聞かせを始める方、始めたばかりの方を対象に、本選びのポイントなどを東京子ども図書館職員がお話します。 日時5月11日(土)の午後1時～3時 場所アキシマエンス国際交流教養文化棟 定員30人(申込順) 申込4月13日から市民図書館 543 1523

市民図書館ツアー 館内を巡りながら魅力や利用方法を説明します(英語通訳あり)。 日時4月27日(土)の午前11時～正午、午後2時～3時 場所市民図書館 定員各20人(申込順) 申込4月2日から市民図書館 543 1523

ヘルスアップ教室「骨粗しょう症を予防しよう」 日時5月13日(月)・20日(月)・27日(月)の午前9時30分～11時30分、5月31日(金)の午前10時15分～午後1時(全4回) 場所あいぽつく 対象18～74歳の方 内容講話、軽体操、調理実習など 定員20人(多数抽選) 保育3か月以上の未就学児8人(多数抽選) 参加費500円 申込4月15日までに地域保健係(あいぽつく内) 544 1266

教育委員会定例会 日時4月18日(木)の午後2時30分から 場所市役所1階市民ホール 傍聴直接会場へ(教育総務課庶務係)

令和6年度の主な下水道事業 工事中はご迷惑をおかけしますが、ご理解をお願いいたします。工事を実施する際は、近隣にお住まいの方へ施工業者からお知らせします。

雨水浸透施設の設置費用を助成 雨水浸透施設は、左の図のように、宅地内で屋根からの雨水を地下に浸透させ、浸水被害を軽減するものです。市内で建物所有または使用する方が設置する場合に、費用を助成します。工事の前に、

雨水浸透施設の設置費用を助成 雨水浸透施設は、左の図のように、宅地内で屋根からの雨水を地下に浸透させ、浸水被害を軽減するものです。市内で建物所有または使用する方が設置する場合に、費用を助成します。工事の前に、

雨水浸透施設の設置費用を助成 雨水浸透施設は、左の図のように、宅地内で屋根からの雨水を地下に浸透させ、浸水被害を軽減するものです。市内で建物所有または使用する方が設置する場合に、費用を助成します。工事の前に、

雨水浸透施設の設置費用を助成 雨水浸透施設は、左の図のように、宅地内で屋根からの雨水を地下に浸透させ、浸水被害を軽減するものです。市内で建物所有または使用する方が設置する場合に、費用を助成します。工事の前に、

雨水浸透施設の設置費用を助成 雨水浸透施設は、左の図のように、宅地内で屋根からの雨水を地下に浸透させ、浸水被害を軽減するものです。市内で建物所有または使用する方が設置する場合に、費用を助成します。工事の前に、

春の全国交通安全運動 4月6日～15日に、春の全国交通安全運動を実施します。交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけ、交通事故の防止に努めましょう。

期間中の昭島市の重点項目 *子どもをはじめとする歩行者の安全確保に努めましょう *歩行者優先意識を徹底し、思いやり・ゆずり合い運転に努めましょう *自転車・電動キックボードなどを利用するときはヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう

春の全国交通安全運動 4月6日～15日に、春の全国交通安全運動を実施します。交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけ、交通事故の防止に努めましょう。

春の全国交通安全運動 4月6日～15日に、春の全国交通安全運動を実施します。交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけ、交通事故の防止に努めましょう。

工事店または下水道課へ相談してください。 助成額標準工事単価×設置個数 限度額40万円 (下水道課管理係)

木造住宅耐震診断・改修費用の補助 平成12年5月31日以前に建築された2階建て以下の木造住宅の所有者が耐震診断を行う場合、市が認定した診断員に依頼すると、費用の3分の2以内の額 限度額8万円を補助します。診断の結果、耐震性が基準値以下である場合は、改修などの費用の3分の1以内の額(限度額あり)を補助します。いずれも、予算がなくなり次第終了します。診断を依頼する前に相談してください。

昭和56年5月31日以前に建築 改修・建て替え 限度額60万円 ▽除却 限度額50万円 [平成12年5月31日以前に建築] 改修 限度額60万円 (住宅係)

小学生の下校時に見守り放送を実施 下校時を狙った犯罪から子どもたちを守るため、防災行政無線で呼びかけます。皆さんの見守りと声かけをお願いします。 日時▽4月9日(火)～12日(金) 小学1

子ども会活動費補助金交付の申請を受け付け 子ども会活動費の一部を補助します。補助額1団体につき年額7700円から(加入人数に応じて加算あり) 申請申請書(市役所社会教育係にあり)に必要書類を添えて、5月31日まで

年生の下校に合わせ、午後0時5分～4月15日(月)以降 午後2時30分 ※土・日曜日、祝日、夏休みなどの学校休業期間を除く 内容「こちらは昭島市役所です。小学生が下校しています。子どもたちの安全の見守りをお願いします。小学生の皆さん、交通ルールを守りましょう」(学務係)

4月はいさつ運動推進強調月間「あいさつでつながる心ひろがる輪」 青少年の健全育成活動の一環として、ふれあいと思いやりのあるまちづくりを目指し、4月・7月・11月をあいさつ運動推進強調月間としています。子どもたちと「おはよう」「こんにちは」など、あいさつを交わす一歩運動にご協力ください。 (子ども政策係)

子ども会活動費補助金交付の申請を受け付け 子ども会活動費の一部を補助します。補助額1団体につき年額7700円から(加入人数に応じて加算あり) 申請申請書(市役所社会教育係にあり)に必要書類を添えて、5月31日まで

子ども会活動費補助金交付の申請を受け付け 子ども会活動費の一部を補助します。補助額1団体につき年額7700円から(加入人数に応じて加算あり) 申請申請書(市役所社会教育係にあり)に必要書類を添えて、5月31日まで

子ども会活動費補助金交付の申請を受け付け 子ども会活動費の一部を補助します。補助額1団体につき年額7700円から(加入人数に応じて加算あり) 申請申請書(市役所社会教育係にあり)に必要書類を添えて、5月31日まで

春の全国交通安全運動 4月6日～15日に、春の全国交通安全運動を実施します。交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけ、交通事故の防止に努めましょう。

期間中の昭島市の重点項目 *子どもをはじめとする歩行者の安全確保に努めましょう *歩行者優先意識を徹底し、思いやり・ゆずり合い運転に努めましょう *自転車・電動キックボードなどを利用するときはヘルメットを着用し、交通ルールを守りましょう

春の全国交通安全運動 4月6日～15日に、春の全国交通安全運動を実施します。交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけ、交通事故の防止に努めましょう。

春の全国交通安全運動 4月6日～15日に、春の全国交通安全運動を実施します。交通ルールを守り、正しい交通マナーを身につけ、交通事故の防止に努めましょう。